

令和6年5月27日

綾町長 松本 俊二 様

綾町上下水道事業料金等審議会

会長 松浦 光宏

(公 印 省 略)

綾町上下水道料金等について（答申）

令和5年11月27日付け綾建設発第63号で、当審議会に対し諮問があった綾町上下水道料金等について、適正な上下水道料金等の料金水準や料金体系及び改定時期を慎重に審議を重ねた結果、審議会の意見をまとめたので、下記のとおり答申する。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添える。

記

1 料金の見直しについて

今回は、下水3会計（農業集落排水事業、公共下水道事業、浄化槽事業）の使用料についての諮問はなかったため、上水道料金のみで改定審議を行った。

本町は、平成7年4月から現在まで料金改定が行われておらず、宮崎県内の各自治体を比較しても安価であるが、財政収支の見通しでは、令和9年度には累積欠損金が生じ、また資金残高は令和14年度には不足するという危機的な状況となっている。

更に、人口減少に基づく給水人口の減少や節水型機器の普及などにより水需要が減少することが見込まれるうえに、耐用年数を超えた施設や管路の更新及び耐震化が今後本格化することで多額の費用を要することから、水道事業の経営は年々厳しさを増すことになる。

水道法の目的である、「水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与し、安定した経営」をしていくためには、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新が必要不可欠であるが、経営の効率化だけでは必要な資金を確保することが困難であることから、これらの財源確保のためには水道料金の値上げはやむを得ない考える。

2 水道料金の改定について

(1) 料金算定期間

厚生労働省の通知や総務省の経営戦略ガイドライン、日本水道協会の発行の水道料金算定要領では、今後3年から5年の財政の均衡を保つことを基準に設定することが適当とされており、算定期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(2) 料金改定

料金算定の基礎となる総括原価を集計するとともに、昨今の物価上昇等の社会情勢から町民に与える影響を考慮し、一括での値上げとはせず、徐々に改定することが望ましいため、必要な改定額を算定した結果、基本料金については、口径の13ミリは令和7年度の初年度は120円の増額、8年度から11年度までは、毎年100円毎の増額、口径の20ミリ以上から50ミリまでは、令和7年度から11年度まで110円毎の増額となる。

従量料金については、令和7年度の初年度は18円の増額、8年度から11年度までは、毎年20円毎の増額とすることが妥当である。

※水道料金の改定案は別紙のとおり。

3 料金体系

口径別料金や使用水量に応じた段階別料金、基本水量の変更などは、社会情勢の変化を見極めながら今後の検討課題とした。

4 改定の時期

経営状況から判断すると早急に料金改定を行う必要があるが、改定にあたっては町民への十分な周知と理解を得ることが必要であるため、改定の時期は令和7年4月の料金請求に基づく検針分からとすることが妥当である。

5 附帯意見

(1) 町民への周知について

平成7年4月から30年間、消費税対応を除き低廉な料金水準で据え置いてきたこと。また、上水道事業の現状や水需要の動向、施設や管路の老朽化状況、今後の耐震化工事や更新事業等の必要性について、町民等に十分な説明を行い、料金改定についての理解を得ること。

(2) 基本水量について

現行の料金体系を維持するが、将来的に基本水量の逡減及び廃止することも検討が必要と考える。

また、従量料金の逡増制についても検討が必要と考える。

(3) 今後の上水道事業について

健全な経営の確保からも、計画的な投資や費用対効果を考えながら、引き続き経営改善に向けた努力が必要と考える。

(4) 料金の検証や見直しについて

効率的な経営のもと、健全な経営を確保できる公正妥当な水道料金となるよう、概ね3年から5年毎の適切な時期に検証や必要に応じた見直しを行うこと。

(5) 施設更新・耐震化事業について

水源地や配水池、基幹管路等の施設は、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの自然災害時においても、早期の復旧復興に欠くことの出来ない施設であるため、更新・耐震化を図るとともに、業務効率化や財源確保に努められたい。